

語ろう人権 家庭で地域で



SNS時代の ふるまい方



区人権政策課 ☎5722-9214、☎5722-9469

ネット誹謗(ひぼう)中傷は、 社会全体の問題

SNSの誹謗中傷による命に関わる事件が、後を絶ちません。多くの事件に共通するのは、不確かな情報が根拠を確かめずに拡散され、信じ込んだ人が過激な言動に走るといふ、差別・偏見のはびこる構図です。特に、障害者、性的マイノリティー、部落差別など、少数者の立場である人々の被害が顕著であり、深刻な問題です。

昨年の内閣府の人権擁護に関する世論調査でも、国内で関心がある人権問題は「ネット上の誹謗中傷などの人権侵害」が最多となっています。一方、悪質コメントはなかなか規制しきれないのが現状です。国も、投稿者を特定する裁判手続きを簡易化し、刑法上の侮辱罪罰則強化などの対策を講じていますが、十分とは言えません。

SNS時代を生き抜く知恵

今や社会インフラであるネット上で、差別や偏見をなくし、共生社会の土台を強くするために、私たちはどうふるまえばいいのでしょうか。

第一に、ネット上の情報を安易に信用せず、虚偽情報の拡散に加担しないことです。誤った内容で人を傷つけば、いつか責任を問われかねません。もし被害を受けた場合は、発信者情報の開示や損害賠償請求の証拠保全のため、投

稿内容や日時、URLをスクリーンショットなどで記録しておきましょう。

さらに、困ったらSOSを出す勇気をもち、信頼できる人に協力を求め、相談窓口を活用してください(下記参照)。人は弱いからこそ助け合うことで、孤独感の解消につながります。

弱くていい。弱いからこそ助け合う

脳性まひをもつ小児科医、東京大学先端科学技術研究センター准教授としても活躍する熊谷晋一郎さんは、「何かに困っているのは、障害があってもなくても皆一緒。自分の生きづらさをオープンにできる風土を作りたい」と語ります。また、トランスジェンダーである自身の体験を踏まえ、多彩に活動する杉山文野さんも、「顔を合わせれば、分かり合えることも多い。スマホ1台で知った気にならず、ぜひリアルな体験を積み重ねて」と、区立中学校の講演で訴えました。

相手を尊重しながら言葉を交わすことで、社会を良い方向へと変えていきます。

**違法・有害情報
相談センター**
24時間受け付け

みんなの人権110番
☎0570-003-110
月～金曜日8:00～17:15
(祝・休日、年末年始を除く)

骨粗しょう症検診が 始まりました

区健康推進課成人保健係 ☎5722-9589、☎5722-9329

骨粗しょう症とは、骨量が減少し、骨折しやすくなる病気です。しかし、骨密度の低下は自覚症状が出ず、痛みなどはありません。早期に骨量減少を発見し、治療や適切な健康管理を促すために、骨粗しょう症検診を受診しましょう。対象者には、検診開始前までに受診券を送付します。

時 6年2月29日(木)まで

内 問診、骨量測定(骨塩定量検査DXA法)

対 区に住民登録があり、6年3月31日現在、40・45・50・55・60・65・70歳の女性

下記に該当する場合は受診できません

- ・職場や家族検診で同等の検診が受診できる
- ・既に骨粗しょう症と診断されて、治療予定・治療中
- ・妊娠の可能性がある



めぐる難病カフェを開催します

区保健予防課保健相談係 ☎5722-9504、☎5722-9508

難病を抱えながら、区で生活しているかたのための交流会を開催します。居住地により、申込先が異なります。詳細は区☎(コード①)をご覧ください。お問い合わせください。



時 ①11月15日(水)②11月24日(金) 14:00～15:30

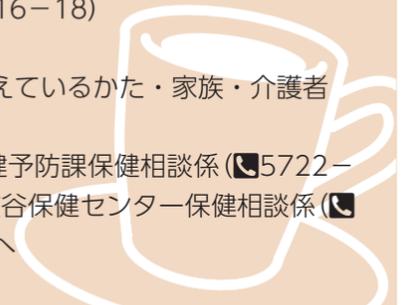
場 ①総合庁舎本館3階保健予防課

②碑文谷保健センター(碑文谷4-16-18)

内 簡単なレクリエーション、交流会

対 区内在住・在勤・在学の難病を抱えているかた・家族・介護者
定 各20人(先着)

申 10月16日から、電話で、①は保健予防課保健相談係(☎5722-9504、☎5722-9508)、②は碑文谷保健センター保健相談係(☎3711-6447、☎5722-9330)へ



自転車は 決められた場所に駐輪しよう

区土木管理課自転車対策係 ☎5722-9444、☎5722-9636

駅前放置自転車クリーンキャンペーンを 実施します

10月22～31日に、駅前放置自転車クリーンキャンペーンとして、住区、町会・自治会、区内商店街と区内官公署、駅などでキャンペーンポスターを掲示し、自転車の放置禁止を呼びかけます(コード②)。



自転車の路上放置はやめましょう

- ・道路をふさぎ、通行の妨げになります
- ・歩行者が車道を通り、危険な状態となります
- ・災害時の避難や、緊急車両の通行の妨げになります
- ・まちの景観を損ないます
- ・1台の放置自転車が、多数の放置自転車を誘発させます

自転車は、環境に優しい便利な乗り物ですが、利用者のマナーによっては、危険で迷惑なものになってしまいます。道路上や駅周辺に自転車を放置せず、駐輪場や自転車置き場を利用しましょう。一人一人のちょっとした心遣いをお願いします。

6年度登録制自転車置場の利用登録を受け付けます

受付期間 11月15日～12月28日(現在の利用者も登録が必要)

利用期間 6年4月1日～7年3月31日

対象の自転車置き場 中目黒駅、都立大学駅

対 駅から自宅・勤務先などが600m以上あり、通勤・通学などで自転車または50cc以下の一般原動機付自転車(ナンバープレートが水色のミニカーを除く。標識交付証明書の写しが必要)の利用者(防犯登録が必要)

¥手数料1台3,000円

申 区☎(コード③)で、申し込み

※スマートフォン・パソコンをお持ちでないかたは、総合庁舎本館6階土木管理課自転車対策係の窓口へ

